

第7章 豪州

関税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

関税法、関税定率法及び関連法規において、関税率などが規定されている。対日輸入適用税率には、MFN税率、日・オーストラリア経済連携協定（日豪EPA）税率、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定税率又は環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）税率が適用される。また、輸出を前提として輸入された又は国内で代替品が生産されていない物品に対する関税優遇制度（関税払戻制度、関税免除制度等）がある。

2020 年時点の非農産品の単純平均譲許税率は 10.7% とその水準は高く、特に、一部の衣類（最高 55%）、エンジン類（最高 50%）、電気機器（最高 45%）、乗用車（最高 40%）等の高関税品目が存在するが、2020年時点の非農産品の単純平均実行関税率は 2.6% であった。なお、非農産品の譲許率は 96.7% である。非譲許品目としては、一部の織物（実行関税率 5%）、一部の衣類（実行関税率 5%）等がある。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定

上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、上記のような譲許税率におけるタリフピーク（第Ⅱ部第 5 章1. (1)③参照）を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、実行関税率が譲許税率を下回って乖離があることは、WTO 協定上問題はないが、当局による恣意的な実行関税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目は譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

<最近の動き>

IT 製品の市場アクセス拡大の促進に向けて、2015 年 12 月に妥結された ITA 拡大交渉（詳細は、第Ⅱ部第 5 章 2. (2) ITA（情報技術協定）交渉を参照）について、豪州は、2017 年 1 月から対象品目 201 品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、ポリッシングパッド（23%）、スイッチ類（23%）、スタティックコンバーター等の部分品（19%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目の関税が 2021 年 7 月 1 日に撤廃された。

なお、2015 年 1 月に日豪EPA が発効されたことで、我が国から輸出する一般機械・電気電子機械（自動車部品を除く）、自動車や自動車部品等の関税が即時又は段階的に撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。2025 年までに我が国からの輸出額の約 99.8% の関税が撤廃される。また、我が国と豪州外務省（DFAT）は、2020年6月、CPTPP及び同年11月15日に署名された地域的な包括的経済連携協定（RCEP）を踏まえて、日豪EPAに基づく貿易実績のレビュー及び再交渉に向けた作業を開始し、2021年5月から8月にかけて日豪EPAの運用状況に関する意見の公募を行った。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、2020 年 5 月 1 日豪州国境警備隊（ABF）は、1995 年関税定率法（Customs Tariff Act 1995）別表 4 第 57 号に基

づき、新型コロナウイルス感染症対策に必要な物品の輸入を容易にすることを目的に、同年 2 月 1 日から 7 月 31 日までの期間において、衛生・医療関連品（フェイスマスク、手袋、ガウン／衣類、ゴーグル、消毒剤製剤（手指消毒剤を除く）、石鹼、検査キット及び試薬、並びにウイルス輸送媒体等）に対する関税を一時的に免除（最大 5%から 0%に）する措置が行われ、2020 年 2 月 1 日以降当該対象品に支払われた関税は還付された。また、本措置は3度の延長を経て 2022年 6 月 30 日まで延長された。